

議案第 9 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

令和元年 1 0 月の千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率並びに住居手当の支給対象となる家賃額の下限及び支給限度額の引上げを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）及び君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 1 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条第1項)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	182,200	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	183,900	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	185,500	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	187,200	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	188,700	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	190,400	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	192,200	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	193,900	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	195,500	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	197,300	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	199,100	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	200,900	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	202,400	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	204,200	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	206,000	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	207,800	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	209,400	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	211,200	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	213,000	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	214,800	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	216,200	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	218,000	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	219,700	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	221,500	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	223,200	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	224,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	226,500	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	228,100	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	229,500	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	231,200	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	232,800	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	234,400	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	235,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	236,900	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	238,300	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	239,500	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	240,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	241,900	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	242,900	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	244,100	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	245,400	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	246,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600

	43	208,900	247,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	248,900	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	249,800	302,200	348,200	369,700	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	251,100	303,900	349,600	370,900	397,500	439,000	
	47	213,900	252,300	305,500	351,100	372,100	398,200	439,400	
	48	215,200	253,600	307,200	352,600	373,200	398,900	440,100	
	49	216,300	255,000	308,100	354,200	374,300	399,500	440,600	
	50	217,400	256,400	309,600	355,000	375,500	400,100	441,000	
	51	218,400	257,600	311,100	356,200	376,700	400,600	441,400	
	52	219,500	258,800	312,700	357,200	377,800	401,000	441,800	
	53	220,600	260,000	314,300	358,100	378,900	401,400	442,200	
	54	221,600	261,200	315,900	359,200	380,100	401,700	442,600	
	55	222,500	262,500	317,500	360,100	381,300	402,000	443,000	
	56	223,500	263,600	319,000	361,200	382,400	402,300	443,300	
	57	223,800	264,700	320,500	362,100	383,500	402,600	443,600	
	58	224,600	265,800	321,700	362,800	384,700	402,900	444,000	
	59	225,400	267,100	322,900	363,500	385,900	403,200	444,300	
	60	226,100	268,400	324,100	364,200	387,000	403,500	444,600	
	61	226,800	269,400	324,800	364,600	388,000	403,800	444,900	
	62	227,800	270,500	325,700	365,200	389,200	404,100		
	63	228,600	271,800	326,500	365,900	390,400	404,400		
	64	229,400	273,100	327,300	366,600	391,500	404,700		
	65	230,100	274,000	328,200	366,900	392,600	405,000		
	66	230,800	275,000	328,600	367,600	393,800	405,300		
	67	231,700	275,900	329,300	368,300	395,000	405,600		
	68	232,700	277,000	330,100	369,000	396,100	405,900		
	69	233,400	278,100	330,900	369,300	396,800	406,100		
	70	234,000	279,100	331,600	369,900	397,500	406,400		
	71	234,500	280,000	332,300	370,600	398,200	406,700		
	72	235,200	281,000	333,000	371,200	398,900	407,000		
	73	236,000	281,500	333,500	371,500	399,500	407,200		
	74	236,600	282,400	334,100	372,100	400,100	407,500		
	75	237,200	283,100	334,600	372,800	400,600	407,800		
	76	237,700	284,000	335,200	373,400	401,000	408,000		
	77	238,400	285,000	335,500	373,800	401,400	408,200		
	78	239,100	285,800	336,000	374,300	401,700	408,500		
	79	239,800	286,600	336,400	374,900	402,000	408,800		
	80	240,300	287,400	336,900	375,400	402,300	409,000		
	81	240,800	288,200	337,300	375,900	402,600	409,200		
	82	241,500	288,700	337,800	376,500	402,900	409,500		
	83	242,200	289,100	338,300	377,000	403,200	409,800		
	84	242,900	289,600	338,800	377,300	403,500	410,000		
	85	243,500	289,800	339,100	377,700	403,800	410,200		
	86	244,200	290,100	339,500	378,200	404,100			
	87	244,900	290,300	340,000	378,600	404,400			
	88	245,600	290,700	340,400	379,000	404,700			
	89	246,100	290,900	340,700	379,400	405,000			

再任用職員及び任期付職員以外の職員

	90	246,600	291,100	341,100	379,900	405,300			
	91	246,900	291,500	341,600	380,300	405,600			
	92	247,300	291,800	342,000	380,700	405,900			
	93	247,600	292,100	342,200	381,000	406,100			
	94		292,400	342,600	381,500				
	95		292,700	343,100	381,900				
	96		293,100	343,500	382,300				
	97		293,400	343,700	382,600				
	98		293,800	344,100					
	99		294,100	344,500					
	100		294,500	344,800					
	101		294,700	345,100					
	102		294,900	345,500					
	103		295,200	345,900					
	104		295,600	346,300					
	105		295,800	346,800					
	106		296,100	347,200					
	107		296,500	347,600					
	108		296,900	348,000					
	109		297,100	348,500					
	110		297,400	348,900					
	111		297,800	349,200					
	112		298,100	349,500					
	113		298,300	350,000					
	114		298,600						
	115		299,000						
	116		299,300						
	117		299,500						
	118		299,900						
	119		300,300						
	120		300,600						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,700						
	125		301,900						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
任期付職員		154,900	195,500	227,800	257,500	274,800	294,200	325,600	361,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条第1項)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	335,000	399,000	471,700
	2	338,000	401,900	474,000
	3	340,900	404,500	476,200
	4	343,800	407,200	478,500
	5	346,500	409,800	480,700
	6	349,700	412,200	482,900
	7	352,800	414,900	485,100
	8	355,900	417,300	487,300
	9	358,700	419,500	489,300
	10	361,400	422,200	491,400
	11	364,500	424,800	493,500
	12	367,700	427,500	495,600
	13	370,600	429,900	497,700
	14	374,100	432,400	499,800
	15	377,100	434,800	501,900
	16	380,700	437,300	504,000
	17	384,300	439,300	506,100
	18	387,000	441,700	508,100
	19	389,500	444,000	510,100
	20	392,100	446,400	512,100
	21	394,900	447,900	513,900
	22	397,200	450,300	515,700
	23	399,700	452,600	517,600
	24	401,800	454,900	519,500
	25	403,800	456,900	521,200
	26	406,100	459,200	523,000
	27	408,300	461,400	524,800
	28	410,600	463,700	526,600
	29	412,900	465,800	528,200
	30	415,000	468,100	530,000
	31	417,000	470,400	531,800
	32	419,100	472,600	533,600
	33	421,000	474,600	535,200
	34	422,800	476,700	537,000
	35	424,600	478,800	538,700
	36	426,600	480,900	540,500
	37	428,500	483,000	542,100
	38	430,500	484,800	543,700
	39	432,400	486,600	545,100
	40	434,400	488,400	546,700
	41	436,200	490,100	548,200
	42	438,000	491,900	549,600
	43	439,700	493,700	551,000

	44	441,500	495,500	552,300
	45	443,300	497,100	553,500
	46	445,100	498,800	554,500
	47	446,900	500,600	555,500
	48	448,600	502,400	556,500
	49	450,400	504,000	557,500
	50	452,100	505,300	558,500
	51	453,900	506,600	559,500
	52	455,700	507,900	560,500
	53	457,600	508,900	561,600
	54	458,800	510,200	562,700
	55	460,000	511,500	563,800
	56	461,200	512,800	564,900
	57	462,400	513,800	566,000
	58	463,400	514,600	567,100
	59	464,400	515,400	568,200
	60	465,400	516,200	569,300
	61	466,200	517,100	570,400
	62	466,900	517,900	571,400
	63	467,600	518,800	572,400
	64	468,300	519,600	573,400
再任職員及び任期付職員以外の職員	65	469,000	520,500	574,400
	66	469,700	521,400	575,400
	67	470,400	522,100	576,400
	68	471,000	523,000	577,400
	69	471,300	523,900	578,400
	70	472,000	524,700	579,400
	71	472,700	525,600	580,400
	72	473,400	526,500	581,400
	73	473,800	527,300	582,400
	74	474,400	528,200	583,400
	75	475,100	529,100	584,400
	76	475,800	529,800	585,400
	77	476,200	530,600	586,400
	78	476,800	531,500	587,400
	79	477,400	532,400	588,400
	80	477,900	533,300	589,400
	81	478,500	534,100	590,400
	82	479,000	535,000	591,400
	83	479,500	535,900	592,400
	84	480,000	536,800	593,400
	85	480,400	537,600	594,400
	86	481,000	538,500	595,400
	87	481,400	539,400	596,400
	88	481,900	540,300	597,400
	89	482,400	541,100	598,400
	90	483,000		599,400
	91	483,600		600,400
	92	484,000		601,400

	93	484,500		602,400
	94	485,100		603,400
	95	485,700		604,400
	96	486,300		605,400
	97	486,800		606,400
	98			607,400
	99			608,400
	100			609,400
	101			610,400
	102			611,400
	103			612,400
	104			613,400
	105			614,400
	106			615,400
	107			616,400
	108			617,400
	109			618,400
	110			619,400
	111			620,400
	112			621,400
	113			622,400
	114			623,400
	115			624,400
	116			625,400
	117			626,400
	118			627,400
	119			628,400
	120			629,400
	121			630,400
	122			631,400
	123			632,400
	124			633,400
	125			634,400
	126			635,400
	127			636,400
	128			637,400
	129			638,400
	130			639,400
	131			640,400
	132			641,400
	133			642,400
再任用職員		338,600	393,000	466,000
任期付職員		307,200	353,900	428,700

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に、「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 君津市任期付職員の採用等に関する条例(平成21年君津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(一般職の職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び第2の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(君津市任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は平成31年4月1日から、第1条の規定(給与条例第22条第2項第1号の改正規定(「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める部分に限る。))に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(任期付職員条例第7条第1項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例                      (勤末手当)                      第21条 省略                      2～3 省略                      4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し____、又は死亡した職員にあっては、退職し____、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。                      5 省略                      (勤勉手当)                      第22条 省略                      2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。                      (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し____、又は死亡した職員にあっては、退職し____、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤末手当)                      第21条 省略                      2～3 省略                      4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。                      5 省略                      (勤勉手当)                      第22条 省略                      2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。                      (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

(2) 省略

3～5 省略

別表第1 省略

別表第2 省略

第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例

(住居手当)

第11条の2 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃

(2) 省略

3～5 省略

別表第1 省略

別表第2 省略

(住居手当)

第11条の2 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃

の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 省略

3 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3～5 省略

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 省略

3 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3～5 省略

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>375,000</u>
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2～5 省略

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

第4条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

号給	給料月額（円）
1	<u>374,000</u>
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2～5 省略

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。